可搬型衛星系防災行政無線等保守点検業務委託　特記仕様書

１　適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「甲」といいます。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき実施する、可搬型衛星系防災行政無線等保守点検業務委託に適用します。

２　履行場所

三重県津市広明町他１７箇所地内

３　履行期間

契約の日から平成２８年３月３１日限りとします。

４　業務の概要

受注者（以下「乙」といいます。）は、甲の示す要綱に基づき、機器の保守点検を行い、機能の維持を図るものとします。

５　関係法規等の遵守

乙は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

６　関係官庁等への手続き

乙は業務の実施に関して、甲が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

７　提出書類

乙は、以下の提出書類を遅延なく甲に提出しなければなりません。

ア　実施計画表　　１部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

イ　詳細工程表　　１部

定期点検開始の２週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

ウ　点検報告書

定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真をとりまとめ、報告書を履行完了時に、ＣＤ－Ｒにより提出するものとします。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出するものとします。業務完了時の点検対象機器の一覧も合わせて提出するものとします。

エ　その他甲が請求する書類

８　点検回数

定期点検は、年２回行うものとします。

ただし、甲の要請があるときは、臨時点検を行うものとします。

９　保守点検日時等

乙の行う保守点検は、甲の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

ただし、甲の要請により、勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとします。

10　施工管理

⑴　乙は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上特殊無線技士以上）を配備するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

⑵　乙は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ甲にその日程表及び作業者名簿を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則乙が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、乙が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を甲に連絡し、常にその所在を明らかにしておくものとします。

⑶　乙は､無線設備の運用に支障を与えないように計画をたて､甲の示す要綱に基づき、機器の測定、調整及び対向試験等の保守点検を行うものとします。

⑷　乙は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

⑸　保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な部品、消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として乙の負担により行うものとします。

⑹　乙は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、甲に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障個所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理を行うものとします。

ただし、装置の修理等に伴う経費は、別途協議するものとします。

⑺　乙は、委託業務の実施中に甲の設備に損傷を与えたときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の負担において速やかに修復するものとします。

⑻　乙は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び甲が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとします。

11　障害発生時の対応

乙は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害が発生したときは、障害復旧に協力するものとします。

12　定期検査の対応

電波法第７３条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、乙の負担により受

検に必要な事前データーの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会い（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うものとします。

13　他の保守点検業者との連携

乙は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

14　保守業務の引継

乙は、把握している機器の故障等は年度内に修復するものとし、次年度の点検保守を実施する業者とは綿密な連絡調整を行い、完全な状態で引き継ぐものとします。

15　取扱説明

乙は、甲の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとします。また、要請のあるときは取扱説明書を作成するものとします。

16　その他

(1) この特記仕様書に定めのない事項については、甲乙双方協議の上決定するものとします。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第 14 号）を受けた場合の措置について

ア　受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第 12 号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ　受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。